

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川に架けられている橋の数を記録した文書が不存在との通知があった。それならば、今後、新規に架けられる橋について、砂防設備の占用申請手続きがされずに、個人等が工作物設置許可基準などを充足する橋を私費で建設した場合に、広島県庁砂防室（各地域事務所を含む）が、その橋の設置時期を特定するために用いることのできる部内資料」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「新規に架けられる橋について、砂防設備の占用申請手続きがされずに個人等が工作物設置許可基準などを充足する橋を私費で建設した場合に広島県庁砂防室（各地域事務所を含む）が、その橋の設置時期を特定するために用いることのできる部内資料」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県土木建築部河川砂防総室砂防室は、開示請求書への記述内容を無視し、自らが職務を放棄している旨の怠慢であることを、公文書（不存在通知）で明記していることになる。しかし、地方機関を管理・監督する立場の砂防室が、砂防設備の不法占用をする法令違反を許容しているとは考え難いところである。

したがって、開示請求書に記載した文書は、常識的には存在する文書であ

り、砂防室は不適法な処分を行った疑義があることから、速やかに文書を開示するよう要求する。

- (2) 理由説明書の説明内容は、過去のある時点において、砂防指定地内河川に架けられている橋の数のうち、許可申請書等の書類が提出されていない橋の数を把握していないというものであり、全く常識はずれである。新規に架けられた橋があるのか否かの実態を把握しようとしていなかったのであれば、砂防法などの法令適用を放棄していたに等しいものであり、広島県の砂防行政は全く不当なものであると考えられる。
- (3) 国土交通大臣による平成〇年〇月〇日付け国広情第〇号の行政文書開示決定通知書によれば、広島県が作成した実態調査の記録では、「砂防指定地内における無許可による砂防指定地内行為の有無」について「ある。」と回答し、その具体的な行為の内容は、「個人橋梁設置など」とされている。
- (4) 実態調査により把握した橋の数を記録した文書等が存在するにもかかわらず、行政文書不開示（不存在）決定を強行したことは、条例に対する重大な違反行為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

広島県内の砂防指定地内の河川に新規に橋を設置しようとするときは、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「砂防管理条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づく許可（砂防管理条例の施行前においては、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号）による許可）を受ける必要があり、許可を受けた橋についての許可申請書等の書類は、年度別に当該砂防指定地を所管している地域事務所に保管されている。

このように、新設しようとする時点で許可申請を行って許可を受けている橋については、当該橋の当初の許可申請書等の書類によって設置時期が確認できるのである。

しかし、当該橋りょうの設置に関する許可申請がされておらず、許可も受けていない場合には、許可申請書等の書類が作成又は取得されておらず、それらの橋の設置時期を特定するために用いることのできる資料は、存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、新規に架けられる橋について、砂防設備の占用申請手続がされずに個人等が工作物設置許可基準などを充足する橋を私費で建設した場合に広島県庁砂防室（各地域事務所を含む）が、その橋の設置時期を特定するために用いることのできる部内資料で、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、理由説明書において、「当該橋梁の設置に関する許可申請がされておらず、許可も受けていない場合には、許可申請書等の書類が作成又は取得されておらず、それらの橋の設置時期を特定するために用いることのできる

資料は、存在しない。」と説明する。

確かに、本件対象文書は「砂防設備の占用申請手続がされずに、個人等が工作物設置許可基準などを充足する橋を私費で建設した場合に」と限定されており、許可申請書等の書類が提出されていない橋りょうについては、実施機関が「工作物設置許可基準などを充足するかどうか」を判断できないであろうし、仮に客観的に基準を充足する橋りょうがあったとしても、設置時期を特定することができる資料が実施機関になくても不自然ではない。

したがって、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 6. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 23 (平成 25 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 23 (平成 25 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授